

資料

米州人権条約

佐 伯 富 樹

I 米州人権条約

II 通知書式例

1969年11月7日よりコスタ・リカのサン・ホセで開催された全米人権専門会議において、米州人権条約は採択され、11月22日に12カ国により署名されたのである。本条約は、欧州人権条約に続く、地域的人権保護条約の第二の例であり、1966年12月国連総会において、国際人権規約が採択された後の最初の地域的人権保護条約として、種々の問題点があると思われ試訳した。なお本条約の成立過程に関しては、拙稿「米州人権条約の成立過程」（中京大学教養論叢第12巻2号1～30頁）を参照されたい。

翻訳にあたっては、訳文は、本条約の性格から次の資料を参考にした。「米州人権条約案（1959，サンチャゴ草案）」、「米州人権委員会規程」，以上は、芹田健太郎『米州における人権関係国際文書』（法学論叢第85巻第6号91～116頁）。「ヨーロッパ人権条約」は、芹田健太郎『（資料）ヨーロッパ人権条約』（神戸商船大学紀要第1類・文科論集第17号97～112頁）。「市民的及び政治的権利に関する国際規約（抄）」、「国際司法裁判所規程」，以上は、田畑茂二郎・高林秀雄編『国際条約資料集〔改訂版〕』（有信堂，昭和44年）。「改正米州機構憲章」は、中村道『米州機構憲章の改正』（岡山大学法学会雑誌第19巻3・4号119～135頁）

各条文の小見出しは、第I部（第1条～第32条）については、テキストより訳出し、第II部以後は、訳者が前記の資料を参考にし付した。

なお、現在、米州人権条約のテキストは、

International Legal Materials, Current Documents, Vol. IX, Number 1, January 1970 pp. 99—126. (Reproduced from O. A. S. Official Records OEA/Ser. K/X V I /1.1, Document 65, Rev. 1, Corr. 1 of January 7, 1970) 及び, Inter-American Commission on Human Rights, Handbook of Existing Rules Pertaining to Human Rights. OEA/Ser. L/V / II .23 Doc. 21 (English) Rev. December 17, 1970 Original; Spanish. APPENDIX VI pp. 50—70, 及び, Basic Documents on Human Rights, Edited By Ian Brownlie. Oxford,

1971 pp. 399—427 (Reproduced from O.A.S. Official Records OEA/Ser.K/XVI/1.1, Document 65, Rev. 1, Corr. 2, 7 January 1970) に所収されているが、翻訳の基礎にしたテキストは、OEA/Ser.K/XVI/1.1, Document 65, Rev.1, Corr.2, 7 January 1970 である。基礎にしたテキストは、次の点に誤りがあるので、ここに指摘しておきたい（これらの誤りについては、全米人権委員会事務局において確認されている）。(1)第50条第3項の“Committee”は、“Commission”の誤りである。(2)第44条の“one of more member states”は、“one or more member states”のタイプ・ミスである。この為、前述の本条約のテキストを所収している各文書は、上記の2カ所が未だ訂正されていないので注意されたい（但し、Basic Documents on Human Rights 内に所収されているテキストは、第2)点が既に訂正されている）。

資料Ⅱに、本条約第44条以後の個人の請願に関連する「通知書式例 (MODEL COMMUNICATION)」を記載した。なお、当該資料は、前述の Handbook of Existing Rules Pertaining to Human Rights. APPENDIX V. pp. 48~49 からの転載である。

本条約に対する米州諸国の態度であるが、1970年9月まで署名した国家は、1969年11月22日に署名した、エル・サルバドル、コロンビア、エクアドル、ホンジュラス、パラグアイ、パナマ、チリ、ウルグアイ、グアテマラ、ニカラグア、ベエネエズエラ、コスタ・リカの12カ国である。この内でウルグアイは、留保付の署名であり、コスタ・リカは、批准書を1970年4月、既に寄託している。この参照資料は、Serie Sobre Tratados 5, *Statute of Inter-American Treaties and Conventions* (Revised to September 1, 1970) Secretaría General, OEA である。

最後に、資料を提供していただいたラテン・アメリカ協会の御好意を、ここに記して感謝したい。

1971年9月6日

〔資料Ⅰ〕米州人権条約

前 文

本条約の米州署名国は、
民主的組織の枠内において、人間の基本的権利の尊重にもとづく、個人の自由および社会的正義の制度を、この半球において確立する我々の意図を再確認し、

人間の基本的権利は、ある国の国民であることから導かれるものでなく、人間の人格の属性にもとづくこと、それゆえ人間の基本的権利は、米州諸国家の国内法によって規定されている保護を強化、もしくは、補足する条約の形で、国際的保護を正当化することを認め、

これらの諸原則が、米州機構憲章、人間の権利および義務に関する米州宣言、

世界人権宣言に規定されていること、および、これらの諸原則が、その範囲に関して、地域的と同様世界的にも、他の国際文書に再確認され、精巧化されていることを考慮し、

世界人権宣言にしたがい、恐怖と欠乏からの自由を享有する自由な人間という理想は、何人もその市民的および政治的権利と同様、その経済的、社会的および文化的権利を享有しうる条件が創られてはじめて達成されることをくりかえし、

第3回全米特別会議（ブエノス・アイレス 1967）が、経済的、社会的および文化的権利について、米州機構憲章それ自体に、より広い標準をくみ入れることを承認したこと、および、全米人権条約が、これらの事項について責任を負う機関の機能、権限および手続を定めるべきである旨決議したことを考慮して、

以下の条文に同意する。

第I部 国家の義務及び保護される権利

第I章 一般的義務

第1条 〔権利を尊重する義務〕

1. 本条約の当事国は、この条約中に認められている権利および自由を尊重し、ならびに、自国の管轄に服するすべての人（persons）に対して、これらの権利および自由の完全且つ自由な行使を、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上もしくは他の意見、民族的又は他のいかなる社会的状態を理由とするいずれの差別もなく、確保することを約束するものとする。
2. この条約の目的のため、“人（person）”は、すべての人間（human being）を意味するものとする。

第2条 〔国内の法的効力〕

第1条に述べられているいずれかの権利、自由の行使が、いまだ立法、他の規定により確保されていない場合には、本条約の当事国は、これらの権利、自由に、効力をもたせるために必要である立法、他の措置を、自国の憲法上の手続および本条約の諸規定にしたがって執ることを約束するものとする。

第II章 市民的及び政治的権利

第3条 〔法的人格を享有する権利〕

人はすべて、法の前において、人として認められる権利を有するものとする。

第4条 〔生存権〕

1. 人はすべて、自己の生命を尊重させる権利を有するものとする。この権利は、法律により、一般的に、受胎の時から保護されねばならない。何人も、恣意的にその生命を奪われることはない。
2. 死刑が廃止せられてない国において、死刑は、最も重い犯罪に対してのみ、且つ、権限ある裁判所によって下される最終判決にしたがって、犯罪遂行以前に制定されたかかる刑罰をもうけている法律により科することができるものとする。かかる刑罰の適用は、現在適用されていない犯罪に拡大されるべきではない。
3. 死刑は、廃止した国において再びもうけられることはない。
4. 死刑は、いかなる場合にも、政治犯罪又はその関連した普通犯罪に対して科してはならない。
5. 死刑は、犯罪が犯されたときに、18才未満、70才以上であったものには科してはならないし、又、妊娠している女子には適用してはならないものとする。
6. 死刑を宣告された人はすべて、刑の大赦、恩赦、又は減刑を求める (apply for) 権利を有し、すべての場合に与えることができるものとする。死刑は、かかる請願 (a petition) が権限ある当局により未決定の間、科せられないものとする。

第5条 〔人道的待遇をうける権利〕

1. 人はすべて、自己の肉体的、精神的および道徳的完全を尊重させる権利を有するものとする。
2. 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な、もしくは、体面を汚す刑罰、待遇を受けることはない。自由を奪われたすべての人は、人間人格者 (human person) の固有の尊厳に対する敬意をもって待遇されねばならないものとする。
3. 犯罪者以外のいかなる人に対しても刑罰を拡大すべきではない。
4. 告訴された者は、例外的事情を除き、有罪決定された者から隔離され、有罪決定されていない者として、その地位に適した別の待遇をうけるものとする。
5. 刑事手続上にある間、少年は成年者から隔離され、できるだけ速やかに、専門裁判所へ引きわたされる。このため少年は、少年としての地位にしたがい待遇されるものとする。
6. 自由を奪うことからなる刑罰は、基本目的として囚人の矯正と社会再適応を有するものとする。

第6条 〔奴隷からの自由〕

1. 何人も、奴隷又はその意に反する苦役の下におかれることはない。これらは、奴隷貿易および婦女売買と同じく、すべての形態で禁止されているものとする。
2. 何人も、強制的又は義務的労働をすることを要求されるものではない。本規

定は、若干の犯罪のためにもうけられた刑罰が、強制労働で自由を奪う国において、権限ある裁判所が下したかような宣告の履行が、禁止されることを意味すると解釈されるべきではない。強制労働は、囚人の尊厳、身体のもしくは知的能力を、害するように影響を与えるべきものではない。

3. 本条の自的のために、次のものは、強制的又は義務的労働の構成要素をなさないものとする。
 - a. 作業又は役務で、刑の執行もしくは権限ある司法当局により下された正式の判決の執行により、懲役に処せられた者（**a person imprisoned**）に通常要求されるもの。かかる作業又は役務は、公けの当局の監視および統制のもとで実行されねばならず、かかる作業又は役務を遂行するいかなる者も、いずれかの私的団体、会社もしくは法人の自由におかれるべきではない。
 - b. 軍事的役務ならびに良心的兵役拒否者が認められている国において、法律により、軍事的役務の代りに与えられる国の役務
 - c. 社会の生存又は福祉を脅かす危険もしくは災害の場合に強いられる役務、あるいは
 - d. 通常の市民的義務の一部をなす作業又は役務

第7条 〔身体的自由を享有する権利〕

1. 人はすべて、身体的自由および安全を享有する権利を有するものとする。
2. 何人も、関係当事国の憲法もしくはそれにしたがって制定された法律により前もってもうけられた理由および条件のもとにあるほか、その身体的自由（**physical liberty**）を奪われることはないものとする。
3. 何人も、恣意的な逮捕又は抑留（**imprisonment**）をうけないものとする。
4. 拘禁されている（**detained**）者は、何人も、拘禁の理由をつけられ、速かに自己に対する問責理由を告げられなければならないものとする。
5. 拘禁された者はいずれも、速かに裁判官又は司法権の行使を法律によって許された他の官吏に引きわたされ、合理的な期間内に、裁判をうけ又は手続の継続を妨げずに釈放をうける権利を有するものとする。釈放には、裁判のための出頭を確保する保証を条件とすることができるものとする。
6. その自由を奪われている者は何人も、裁判所が自己の逮捕、拘禁の合法性について遅滞なく決定することができ、且つ、その逮捕、拘禁が合法的でない場合には、裁判所が釈放を命じることができるよう権限ある裁判所に提訴する権利を有するものとする。その国内法が、自己の自由を剥奪されるおそれがあると信じる者は何人も、かかるおそれの合法性を裁判所が決定できるよう権限ある裁判所へ提訴する権利を有す、と規定する当事国において、この救済は、制限もしくは廃止されることはできないものとする。関係当事者又はその代りの他の人は、これらの救済を求める権利があるものとする。

7. 何人も、負債（debt）のために拘禁されることはない。この原則は、援助義務の不履行のために発せられる権限ある司法当局の命令を制限するものではない。

第8条 〔公正な裁判をうける権利〕

1. 人はすべて、自己に対してなされた刑事上の性質を有するいかなる告訴も決定するにあたって、もしくは、自己の権利および民事上、労働、金銭の(fiscal)又は他の性質を有する義務の決定のために、法律により前もって設けられた権限ある、独立の公平な裁判所によって、正当な保証で且つ合理的な期間内に審理（hearing）をうける権利を有するものとする。
2. 刑事犯罪で告訴された者はすべて、法律によって有罪と立証されていない間は、無罪と推定される権利を有するものとする。手続中、人はすべて、完全に平等に以下の最小限の保証をうける権利を有するものとする。
 - a. 告訴された者が、裁判所又は法廷（tribunal or court）の言語を理解もしくは話せない場合、翻訳者、通訳により問責なく援助される権利
 - b. 告訴された者は、自己に対する問責について詳細に前もって告げられること
 - c. 自己の弁護の準備のために十分な時間と手段
 - d. 告訴された者が、自ら自己を弁護する、もしくは、自己自身で選択する法律弁護士と自由且つ私的に通信する権利
 - e. 告訴された者が、自ら自己を弁護せず、もしくは、法律によって定められた期間内に自己自身の弁護士と契約（engage）しない場合、国内法が規定している如く、有償又は無償で、国家により定められている弁護士によって援助される不可譲の権利
 - f. 裁判所に出廷する証人を尋問し、事実を明らかにすると思われる専門家、他の人々の証人としての出廷を得る弁護の権利
 - g. 自己に対して不利な証人になること、もしくは、有罪の自白を強要されない権利
 - h. 上級裁判所へ判決を上訴する権利
3. 告訴された者の有罪の自白は、それが、いかなる種類の強要もなき場合になされたもののみ有効である。
4. 上訴できない判決により、無罪を言渡された告訴された者は、同一の事由により、新たな裁判をうけないものとする。
5. 刑事手続は、裁判の利益を保護するために必要である場合を除いて、公開されなければならない。

第9条 〔事後法からの自由〕

何人も、犯行の時に、適用可能な法のもとで刑事犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために、有罪と決定されることはない。刑事犯罪が遂行されたとき適用された刑より重い刑が、科せられることはない。犯罪遂行の後に、軽い刑罰を科すことを法律が規定する場合、有罪者はその恩恵をうけるものとする。

第10条 〔補償の権利〕

人はすべて、誤審により最終判決が宣告された場合、法律にしたがい補償される権利を有するものとする。

第11条 〔プライバシーの権利〕

1. 何人も、自己の名誉が尊重され、自己の尊厳が承認される権利を有するものとする。
2. 何人も、自己の私生活、家庭、住居もしくは通信に対する恣意的な、濫らな (abusive) 干渉、又は、その名誉、信用に対する不法な攻撃の対象にならないものとする。
3. 何人も、かかる干渉又は攻撃に対して法の保護をうける権利を有するものとする。

第12条 〔良心、宗教の自由〕

1. 何人も、良心および宗教の自由を享有する権利を有するものとする。この権利には、自己の宗教又は信念を維持するか、もしくは、変更する自由、ならびに、単独に又は他の者と共に、公に又は非公式に、自己の宗教又は信念を公言 (profess)、広める (disseminate) 自由が含まれるものとする。
2. 何人も、自己の宗教又は信念を維持するか変更する自由を害するおそれのある制限をうけることはない。
3. 自己の宗教および信念を表明する自由は、法律によって定められ、且つ、公けの安全、公けの秩序、公衆衛生もしくは公衆道徳、又は、他人の権利および自由を保護するために必要である制限にのみしたがわせることができるものとする。
4. 両親又は場合により後見人は、その子又は被後見人に、自己の信念に一致している宗教的および道徳的教育を与える権利を有するものとする。

第13条 〔思想、表現の自由〕

1. 何人も、思想および表現の自由を享有する権利を有するものとする。この権利には、国境にかかわらず、口頭で書面で、印刷で、芸術の形式で、又は、自己の選択するその他の手段のいずれかによって、すべての種類の情報および思想を求め、且つ伝える自由が含まれるものとする。

2. 前項に規定する権利の行使は、事前の検閲をうけることはない。ただし、次のことを確保するために、必要な範囲まで法律によって明白に設けられた事後の責任の負担には従わねばならない。
 - a. 他人の権利又は信用の尊重、又は
 - b. 国の安全、公の秩序又は公衆衛生もしくは道徳
3. 表現の権利は、情報の普及にあたって用いられる新聞印刷用紙、ラジオ放送の周波数又は設備に対する政府の濫用又は私的統制のような間接的方法又は手段によって、もしくは、思想および意見の伝達、流布を妨げるようなその他のいずれかの手段によって、制約されることはできない。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、公共の娯楽は、幼年期および青年期の道徳保護のため、それらへの接近を規制する目的のみのために、法律によって事前の検閲にしたがうことができるものとする。
5. いかなる戦争宣伝及び民族的、人種的又は宗教的憎悪のいかなる唱道も犯罪として、法律により罰することができるものとみなされねばならない。この唱道は、人種、皮膚の色、宗教、言語又は社会的出身の理由を含めたいずれかの理由にもとづく、個人、個人群に対する不法な暴力又はその他の同様の違法な行為の扇動を構成するものである。

第14条 〔回答権〕

1. 不正確な、不快な陳述又は法的に規制された報道機関が一般的に公けに普及した思想により傷つけられた者は何人も、法律がもうけることのできる条件のもとで、同一の報道経路を使用して回答又は訂正をおこなう権利を有するものとする。
2. 訂正あるいは回答は、いかなる場合にも、負わされていたと思われる他の法的責任を免除するものではない。
3. あらゆる出版および新聞、映画、ラジオ又はテレビ会社は、名誉および信用の実効的保護のために、免除又は特別の特権により保護されていない責任ある人物を有すべきである。

第15条 〔集会の権利〕

武器をもたない平和的集会の権利は認められているものとする。いかなる制限も、法律にしたがって課せられ、且つ、国の安全、公けの安全もしくは公けの秩序のため、又は、公衆衛生もしくは道徳、もしくは、他人の権利および自由の保護のために民主的社会において必要であるもののほかは、この権利の行使に対して加えることはできないものとする。

第16条 〔結社の自由〕

1. 何人も、イデオロギー、宗教、政治、経済、労働、社会、文化、スポーツ上の又はその他の目的のために、自由に結社をする権利を有するものとする。
2. この権利の行使は、国の安全、公けの安全もしくは公けの秩序のため、又は、公衆衛生もしくは道徳、もしくは、他人の権利および自由の保護のために、民主的社会において必要であると思われる、法律によってもうけられた制限にのみしたがわねばならないものとする。
3. 本条の規定は、軍隊および警察の構成員に、結社の権利の行使を奪うことさえも含む法的制限を課すことを妨げるものではない。

第17条 〔家庭の権利〕

1. 家庭は、社会の自然且つ基本的な単位集団であって、社会および国の保護をうける権利を有するものとする。
2. 婚姻適令の男女は、国内法が要求する条件を満たす場合、婚姻し且つ家庭をきづく権利を認められるものとする。但し、この条件は、本条約において確立されている差別をしない原則（**principle of nondiscrimination**）に影響を与えるものではない。
3. いかなる婚姻も、配偶者となる意思を有する者の自由かつ完全な同意なくしては成立しないものとする。
4. 当事国は、婚姻中およびその解消の場合、夫婦の婚姻に関する権利の平等および責任の相当な均衡を保障するための適切な手段をとるものとする。解消の場合、子供に必要な保護をあたえるために、その子供自身の利害をもっぱら基礎にし、対策がたてられなければならないものとする。
5. 法律は、嫡出でない子および嫡出子に対して、平等の権利を認めなければならないものとする。

第18条 〔姓名をなめる権利〕

人はすべて、与えられた名前およびその両親もしくは両親の一方の姓をなめる権利を有するものとする。法律は、必要であるならば、仮名を使用することにより、この権利がすべての人に確保されるべき方法を規定しなければならないものとする。

第19条 〔子供の権利〕

未成年の子はすべて、未成年者としてその条件によって必要とされる保護措置を、その家庭、社会および国からうける権利を有するものとする。

第20条 〔国籍を取得する権利〕

1. 人はすべて、国籍を取得する権利を有するものとする。

2. 人はすべて、他のいずれの国籍も取得する権利を有さない時は、その領域内において出生した国籍を取得する権利を有するものとする。
3. 何人も、その国籍もしくは国籍を変更する権利を恣意的に奪われることはない。

第21条 〔財産権〕

1. 何人も、その財産の使用および享有の権利を有するものとする。法律は、かかる使用および享有を社会の利益に従わせることができるものとする。
2. 何人も、公益又は社会的理由のため、且つ、訴訟事件において、および、法律によってもうけられた形式に従って正当な補償を支払われるほか、その財産を奪われることはない。
3. 高利（Usury）および人による人の利己的利用（exploitation）のいかなる他の形態も、法律によって禁止されなければならない。

第22条 〔移動及び居住の自由〕

1. 合法的に当事国の領域にいる人はすべて、法律の規定に従い、その領域において移動し且つ居住する権利を有するものとする。
2. 人はすべて、自国を含むいずれの国をも自由に去る権利を有するものとする。
3. 前項の権利の行使は、犯罪を防止するたるため、又は、国の安全、公けの安全、公けの秩序、公衆道徳、公衆衛生、もしくは、他人の権利および自由を保護するため、民主的社會において必要な範囲まで、法律にしたがってのみ制限されることができるものとする。
4. 第1項に認められている権利の行使は、又、公益（public interest）のために指定された地域に法律により制限されることができるものとする。
5. 何人も、自己が国民である国の領域から放逐されることはできないし、又、そこへ入る権利を奪われることはできないものとする。
6. 合法的に本条約の当事国の領域にいる外国人は、法律にしたがって達した決定によってのみ、そこから追放されることができるものとする。
7. 人はすべて、政治犯罪又はその関連した普通犯罪のために訴追されている場合、国の立法および国際条約に従って、外国の領域で庇護を求め且つ受ける権利を有するものとする。
8. いかなる場合においても外国人は、その国において自己の生命もしくは身体の自由が、その人種、国籍、宗教、社会的地位もしくは政治的意見のために侵害される危険な状態のもとにある時は、それが自己の本国（country of origin）であるなしにかかわらず、その国へ国外追放もしくは帰されることはできないものとする。
9. 外国人の集団的追放は禁止されているものとする。

第23条 〔政治に参加する権利〕

1. 市民はすべて、次の権利および機会を享有するものとする。
 - a. 直接に又は自由に選んだ代表者を通して、公務の処理に参加すること
 - b. 普通平等選挙により且つ秘密投票により行なわれ、投票人の自由な意思の表明を保障する真正の定期的選挙において投票することならびに選挙されること
 - c. 自国の公職に、一般的平等条件でつくこと
2. 法律は、前項にのべられた権利および機会の行使を、年齢、国籍、住居、言語、教育、民事上のおよび精神的な能力もしくは刑事手続における権限ある裁判所の宣告を根拠にしてのみ、規制することができる。

第24条 〔平等な保護を享有する権利〕

すべての人は、法の前において平等である。その結果として、すべての人は、法の平等な保護をうける権利がある。

第25条 〔司法上の保護を享有する権利〕

1. 何人も、関係国の憲法、法律もしくは本条約が認める自己の基本的権利を侵害する行為から保護されるために、たとえかかる侵害がその公務 (official duties) 中に行動する人によってなされたとしても、単純且つ即時の提訴もしくは他のいずれかの実効的提訴を権限ある法廷、裁判所に行なう権利を有するものとする。
2. 当事国は、次のことを約束する。
 - a. かかる救済を請求する人は、国家の法制度によって定められている権限ある当局により、その権利が決定されることを保障すること
 - b. 司法的救済の可能性を発展させること、そして
 - c. 権限ある当局は、かかる救済が付与されているときにはこれを実施しなければならないことを保障すること

第Ⅲ章 経済的、社会的および文化的権利

第26条 〔漸進的発達〕

当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的および技術的性質を有するもの、を通して、立法もしくは他の適当な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改正された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学および文化的標準内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的をもつ措置をとることを約束する。

第Ⅳ章 保証 (GUARANTEES) 停止、解釈および適用

第27条 〔保証停止〕

1. 戦時、公けの危険もしくは当事国の独立、安全を脅かすその他の緊急事態のときは、当事国は、事態の緊急性が要求する厳密な程度内および期間内で本条約上のその義務から免れる措置をとることができる。但し、かかる措置は、国際法上の他の義務と両立しないものであってはならず、又、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身を理由とする差別を含むものであってはならない。
2. 前項の規定は、次の条文のいかなる停止をも許さない。第3条（法的人格を享有する権利）、第4条（生存権）、第5条（人道的待遇をうける権利）、第6条（奴隷からの自由）、第9条（事後法からの自由）、第12条（良心、宗教の自由）、第17条（家庭の権利）、第18条（姓名をなめる権利）、第19条（子供の権利）、第20条（国籍を取得する権利）、および第23条（政治に参加する権利）もしくは、かかる権利の保護のために基本的な法的保証の停止。
3. 停止の権利を利用するいずれの当事国も、その適用を停止した規定、停止を行なわせた理由およびかかる停止の終了の指定日付を、米州機構の事務総長を通して、直ちに他の当事国に通報しなければならない。

第28条 〔連邦条項〕

1. 当事国が連邦国家として構成されている場合、かかる当事国の連邦政府は、その主題に関して立法および司法的管轄権を行使する条約のすべての規定を満足（implement）させなければならない。
2. 連邦国家の構成単位がその主題に管轄権を有している規定に関して、連邦政府は、構成単位の権限ある当局が本条約の遂行のために適切な規定を採択することが可能なように、その憲法および法律に従って、直ちに適合する措置をとらなければならない。
3. 二以上の当事国が、連邦もしくは結合の他の類型を形成することに同意したときはいつでも、それらは、形成された連邦のもしくはその他の結合(compact)が組織される新国家内で本条約の標準を継続し実効的ならしめるために必要な規定を含むよう注意しなければならない。

第29条 〔解釈に関する制限〕

本条約のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。

- a. いずれかの当事国、団体又は個人が、本条約中に認められている権利および自由の享有もしくは行使を抑圧すること、又は、本条約中に規定されているよりも大きくそれらを制限することを許すこと
- b. いずれかの当事国の法律により、もしくは、関係国のいずれかが当事国であるその他の条約により認められているいかなる権利、自由の享有もしくは行使

を制限すること

- c. 人間の人格 (human personality) に固有であり、又は、政治形態としての代表民主制からみちびきだされる他の権利もしくは保証を排除すること
- d. 人間の権利および義務に関する米州宣言、および、同様の性質を帯びる他の国際的文書が有すと思われる効果を排除もしくは制限すること

第30条 〔制限の範囲〕

本条約にしたがって、ここに認められている権利および自由の享有もしくは行使に課すことのできる制限は、一般の利益 (general interest) を理由として制定された法律およびかかる制限が設けられた目的に従うときを除いて適用してはならない。

第31条 〔他の権利の承認〕

第76条、第77条に設けられた手続にしたがって認められた他の権利および自由は、本条約の保護の制度へ含まれることができる。

第V章 個人の責任

第32条 〔義務と権利の関係〕

1. 人はすべて、その家庭、その社会、および人類に責任を有するものとする。
2. 各人の権利は、民主的社会において、他人の権利、すべての安全および一般の福祉の正当な要請により制限されるものとする。

第II部 保障手段

第VI章 権限ある機関

第33条 〔委員会、裁判所〕

次の機関は、本条約の当事国がなした公約の遂行に関連する事項について、権限を有するものとする。

- a. 全米人権委員会、以下「委員会」と呼ぶ、および
- b. 全米人権裁判所、以下「裁判所」と呼ぶ

第VII章 全米人権委員会

第I節 構成

第34条 〔委員会の構成〕

全米人権委員会は、7人の委員で構成され、委員は高い徳性を有し、人権の分野で有能な名のある人である。

第35条 〔委員会の代表性〕

委員会は、米州機構のすべての加盟国を代表するものとする。

第36条 〔選挙のための候補者の指名〕

1. 委員会の委員は、加盟国政府が提出した候補者のリストから、機構の総会により個人としての資格で選挙されるものとする。
2. 各々の政府は、3人まで候補者を推薦することが可能であり、候補者は、候補者を推薦する国もしくは米州機構の他のいずれの加盟国の国民でもよい。3人の候補者名簿が提出される場合、少なくとも候補者の1人は、候補者名簿を提出した国以外の国民でなければならない。

第37条 〔委員の任期〕

1. 委員会の委員は、4年の任期で選挙され、ただ一度再選されるものとする。但し、第一回の選挙で選出された委員のうち、3人の任期は、2年の終りに終了するものとする。第一回の選挙にひきつづき直ちに総会は、くじで、これら3人の委員の氏名を決定するものとする。
2. 同一国家の2人の国民は、委員会の委員であることはできないものとする。

第38条 〔偶然の空席の補充〕

任期の通常の終了以外の理由により、委員会に生じた空席は、委員会規程 (Statute) にしたがって、機構の常設理事会により補充されるものとする。

第39条 〔委員会規程、内規〕

委員会は、規程を準備し、承認を求めるために、総会へそれを付託するものとする。委員会は、自己の内規 (Regulations) をもうけるものとする。

第40条 〔専門部門〕

委員会のための事務局の便益は、機構総事務局の適当な専門部門 (the appropriate specialized unit) によりみたまされる。この部門は、委員会により与えられた職務をはたすために必要とされる財源が提供されるものとする。

第2節 任務 (Functions)

第41条 〔委員会の任務及び権限〕

委員会の主な任務は、人権の尊重および擁護を促進することである。その任務 (its mandate) の実行にあたって、委員会は次の任務と権限とを有するものとする。

- a. 米州の人民間に人権意識を啓発すること

- b. 相当と思われる場合には、これらの権利の遵守を促進するための適切な措置と同じように、その国内法および憲法上の規定の枠内での人権のための漸進的措置の採択を、加盟国政府に対して勧告をすること
- c. 責務遂行にあたって相当と思われる研究又は報告を準備すること
- d. 人権事項で採択した措置に関する情報を、委員会に提供するよう加盟国政府に要請すること
- e. 米州機構の総事務局を通して、人権に関連する事項について、加盟国がおこなった調査に答えること、および、委員会の可能な範囲内において、加盟国が要請する勧告的助言 (advisory services) をこれらの国に与えること
- f. 本条約の第44条より第51条の規定のもとで、委員会の権限 (authority) にしたがつた請願およびその他の通知により、処置をとること
- g. 米州機構の総会へ、年次報告書を提出すること

第42条 〔報告書及び研究の提出義務〕

当事国は、全米経済社会理事会の執行委員会、全米教育科学文化理事会に、各々の分野で、毎年送付する各報告書および研究の写しを、委員会へ提出しなければならないものとする。このため委員会は、ブエノス・アイレス議定書により改正された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的小および文化的標準内に黙示されている諸権利の促進をみまもることができる。

第43条 〔情報提供〕

当事国は、その国内法が本条約のいずれかの規定の実効的適用を確保する方法に関して、委員会が要請すると思われる情報を、委員会へ提供することを約束するものとする。

第3節 権限

第44条 〔請願提出者〕

いずれかの個人もしくは個人群、又は、機構の一以上の加盟国で法的に認められている非政府団体は、当事国による本条約の侵害についての通告 (denunciations) もしくは異議申立 (complaints) を含む請願を委員会へ、提出することができるものとする。

第45条 〔当事国からの通知を受理し審理する委員会の権限〕

1. いずれの当事国も、他の当事国が本条約に規定されている人権の侵害を犯したと申し立てる通知を受理し且つ審理する (examine) 委員会の権限を認める旨、本条約の批准書を寄託する時、又は、加入する場合、もしくは、それ以後いかなる時でも、宣言することができるものとする。

2. 本条により提出された通知は、委員会の前項の権限を承認する旨宣言をなした当事国により提出された場合のみ、認められ (admitted) , 審理されることができる。委員会は、かかる宣言をなしていない当事国に対するいかなる通知をも認めないものとする。
3. 権限の承認に関する宣言は、不特定の時、特定の期間、もしくは、特別の事件に有効である旨付して行うことができる。
4. 宣言は、米州機構の総事務局に寄託され、総事務局は、その写しを機構加盟国へ送付するものとする。

第46条 〔請願、通知の許容要件〕

1. 第44条もしくは第45条により付託された請願、通知を委員会が認める場合、次の要件に従わねばならないものとする。
 - a. 一般に承認された国際法の諸原則に従って、国内法における救済が求められ、且つ、尽くされたこと
 - b. 請願、通知は、自己の権利の侵害を申し立てる当事者が最終的判決を通告された日から、6カ月の期間内に付託されること
 - c. 請願、通知の問題が、解決のための他の国際的手続に係属中でないこと、および
 - d. 第44条の場合、請願は、姓名、国籍、職業、住所、および、請願を付託する個人、個人群もしくは団体の法定代表者の署名
2. 本条の第1項 a および第1項 b の規定は、以下の場合、適用されないものとする。
 - a. 関係国家の国内立法が、申立によれば侵害された権利もしくは諸権利の保護のための法の適正手続 (due process of law) を与えていない場合
 - b. 自己の権利の侵害を訴える当事者が、国内法の救済へ近づくことを拒否されたか、もしくは、救済を尽くすことが妨げられた場合
 - c. 前記の救済における最終判決にゆだねる時、不当な (unwarranted) 延期があった場合

第47条 〔請願、通知の非許容〕

委員会は次の場合、第44条、第45条により送付されたにすべての請願、通知を非許容とみなさねばならない。

- a. 第46条に示されている要件のいずれかがみたされなかった場合
- b. 請願、通知が、本条約により保証されている権利の侵害をつくりだす (establish) おそれのある事実を陳述していない場合
- c. 請願者もしくは国の陳述で、請願、通知が明白に根拠がなく、もしくは、明らかに不適式な (out of order) ことを示している場合

- d. 請願，通知が，委員会もしくは他の国際機関により，既に検討されたものと実質的に同一である場合

第4節 手続

第48条 〔委員会審理手続〕

1. 委員会が，本条約に保護されている権利のいずれかが侵害されたことを申立てる請願もしくは通知を受理した時，委員会は，次のように手続しなければならないものとする。
 - a. 委員会が，請願，通知を許容されるとみなす場合，委員会は，申立てられた侵害に責任を負うと示された国の政府へ，情報を要請し，請願，通知の適切な部分の謄本（transcript）を当該政府へ供与しなければならない。この情報は，各々の事件の状況により，委員会が決定した合理的な期間内に送付されるべきである。
 - b. 情報を受理した後，もしくは，定められた期間が経過し，情報を受理しなかった時，委員会は，請願，通知の理由が未だ存在しているかどうか確認しなければならない。もしも理由が存在しない場合，委員会は，記録が終了されるよう命じなければならない。
 - c. 委員会は，又，後に受理した情報もしくは証拠にもとづき，請願，通知を非許容もしくは不適式と宣言することができる。
 - d. 記録が終了されなかった場合，当事者の知得の上で，事実を立証するために，請願，通知に明記されている問題を審理しなければならない。必要且つ得策（advisable）であれば，委員会は調査を行なわねばならない。当該調査を実効的に行うため，委員会はすべての必要な便宜を要請し，関係国家は，委員会にこれを供与しなければならない。
 - e. 委員会は，関係国家に，関連するいかなる情報も供与するよう要請できる。そして，要請した場合，委員会は関係当事者から，口頭の陳述を聴くか書面の陳述を受理しなければならない。
 - f. 委員会は，本条約に認められている人権の尊重を基礎として，問題の友好的解決に到達する目的で，委員会を関係当事者の利用にまかせる。
2. しかしながら，重大且つ緊急な事件の場合，委員会が調査を行う為に，全ての形式的許容要件をみだす請願，通知の提出だけが必要である。但し，申立によると侵害がおこなわれたその領域の国家の事前の同意を得るものとする。

第49条 〔報告書〕

第48条第1項 f に従って友好的解決に達した場合には，委員会は報告書を作成するものとする。報告書は，請願者および本条約の当事国に送付され，続いて，公表のため，米州機構事務総長に通知されるものとする。当該報告書は，事実および

び達した解決との簡単な陳述を含むものとする。事件のいずれかの当事者が要求するならば、可能なかぎり全ての情報が、当事者に提供されねばならない。

第50条 〔報告書〕

1. 解決に達しない場合、委員会は、規程により設けられた制限期間内に、事実を明らかにし、且つ、委員会の結論を陳述した報告書を作成しなければならない。報告書が、その全部又は一部において、委員の全員一致の合意を表明していない時は、いずれの委員も個別意見を報告書に付することができる。第48条第1項に従って、当事者によってなされた書面および口頭の陳述も又報告書に付さなければならないものとする。
2. 報告書は、関係国に送付されるが、関係国はこれを公表する自由はもたないものとする。
3. 委員会は、報告書を送付するにあたって、適当と思ひ提案および勧告をすることができるものとする。

第51条 〔委員会の決定〕

1. 関係国への委員会の報告書送付の日から3カ月の期間内に、問題が解決されなかった場合、もしくは、委員会又は関係国により裁判所に付託されず、その管轄権が受諾されない場合、委員会は、委員の絶対多数の投票により、審理のために付託された問題に関する委員会の意見および結論を述べるることができるものとする。
2. 適当な場合、委員会は適切な勧告をなし、そして、審理された事態を救済するために義務として負っている措置を国家がとるべき期間を、委員会は定めなければならないものとする。
3. 前項の期間が経過した時、委員会は委員の絶対多数の投票により、国家が相当な措置をとったか、そして、その報告書を公表するかどうか決定しなければならないものとする。

第Ⅷ章 全米人権裁判所

第I節 構成

第52条 〔裁判所の構成〕

1. 裁判所は、機構加盟国の国民である7人の裁判官で構成する。裁判官は、最高の道徳的権威を有し、人権の分野で有能の名のある法律家から個人の資格で選ばれ、それらの国民である国、もしくは、それらを候補者として推薦する国の国内法にしたがい、最高の司法の権限の行使に必要な資格を有するものとする。
2. いずれの2人の裁判官も同一国家の国民であることはできない。

第53条 〔裁判官の選挙〕

1. 裁判所の裁判官は、機構の総会において、本条約の当事国の絶対多数の投票による秘密投票により、当事国が推薦した候補者のパネル(a panel)から選挙されるものとする。
2. 各当事国は、候補者を推薦する国家の国民、もしくは、米州機構の他のいずれかの加盟国の国民である候補者を3人まで推薦できる。3人の候補者名簿(a slate)が提出された場合、すくなくとも候補者の1人は、名簿提出国以外の国の国民でなければならないものとする。

第54条 〔裁判官の任期〕

1. 裁判所の裁判官は、6年の任期で選挙され、ただ一度、再選されることができる。第一回の選挙で選出された裁判官の3人の任期は、3年の終りに終了する。その選挙の直後に、当該3人の裁判官の氏名が総会において、くじで決定されるものとする。
2. 任期が未だ終了しない裁判官の後任者として選挙される裁判官は、前任者の任期をみたすものとする。
3. 裁判官は、任期終了まで、任務を継続しなければならない。しかし、裁判官は審問(to hear)しはじめた事件、および未だ審理中の事件に関しては、職務を継続しなければならないものとする。この目的の為、当該裁判官は、新しく選挙された裁判官により補充されるべきではない。

第55条 〔国籍裁判官〕

1. 裁判官が、裁判所へ付託された事件のいずれかの当事国の国民である場合、当該裁判官は、本事件を審問する権利を保持すべきである。
2. 事件を審問するために招請された裁判官の1人が、事件の当事国の国民である場合、本事件のいずれかの他の当事国も、特別裁判官(ad hoc Judge)として、裁判所において職務を執る人を、当事国の選択により任命できるものとする。
3. 事件の審問のために招請された裁判官の中で、全ての裁判官が、事件のいずれの当事国の国民でもない場合、各当事国は、特別裁判官を任命できるものとする。
4. 特別裁判官は、第52条に示された資格を有さねばならないものとする。
5. 条約の多数当事国が、事件において同一利害関係を有す場合には、その多数当事国は、前記の規定の適用上、一当事者としてみなされるものとする。疑義のある場合は、裁判所が決定するものとする。

第56条 〔定足数〕

5人の裁判官が裁判所による職務（business）執行のための定足数を構成するものとする。

第57条 〔委員会の出廷〕

委員会は裁判所の全ての事件に出廷するものとする。

第58条 〔所在地及び書記官〕

1. 裁判所は、本条約の当事国により、機構の総会において、決定された場所に所在地を有するものとする。但し、裁判所は、その多数が望ましいと認める場合、米州機構のいずれかの加盟国の領域において関係国家の事前の同意を得て招集することができるものとする。裁判所の所在地は、総会において、条約の当事国により3分の2の投票で変更されることが出来るものとする。
2. 裁判所は、自己の裁判所書記官を任命するものとする²
3. 書記官は、裁判所がその所在地を有している場所に、その事務所を持たねばならず、裁判所がその所在地から離れた場所で開廷される会期（meetings）に出席しなければならないものとする。

第59条 〔裁判所事務官〕

裁判所は、事務局をもうけるものとする。事務局は、裁判所の独立と矛盾しない全ての点で、機構総事務局の行政的標準に従い、裁判所書記官の指示のもとに職務を果さねばならない。裁判所事務局の職員は、機構の事務総長により、裁判所書記官と協議の上で任命されるものとする。

第60条 〔裁判所規程〕

裁判所は規程を作成し承認を求めるため総会へ付託するものとする。裁判所は、自己の手続規則を採択するものとする。

第2節 管轄権及び権限（Functions）

第61条 〔裁判所の当事者〕

1. 当事国および委員会のみ裁判所へ事件を付託する権利を有するものとする。
2. 裁判所が事件を審問するためには、第48条から第50条に規定されている手続が完遂されたことが必要である。

第62条 〔裁判所の管轄〕

1. 当事国は、本条約の解釈、適用に関するすべての事項について、裁判所の管轄を、当然に且つ特別の協定を必要とせず、義務的であると認める旨、批准書を寄託する時、又は、本条約に加入する時、もしくは、それ以後いかなる時で

も宣言することができるものとする。

2. かかる宣言は、無条件で、相互条件で、特定の期間、又は、特別な事件を付して行なうことができるものとする。その宣言書は、機構の事務総長へ提出され、事務総長は、機構のその他の加盟国へおよび裁判所書記官へその写しを送付しなければならないものとする。
3. 裁判所の管轄は、裁判所に付託される本条約の条文の解釈、適用に関する全ての事件を含むものとする。但し、事件の当事国が、前項に従った特別宣言によるか、もしくは特別な協定によるかを問わず、かかる管轄を認めている場合、もしくは認めていた場合である。

第63条 〔判決及び仮措置〕

1. 裁判所が本条約に保護されている権利、自由の侵害があったと認定する場合、裁判所は、被害当事者が侵害された自己の権利、自由の享有を保障されるよう判決すべきである。裁判所は、又、かかる権利、自由の侵害を構成した措置、もしくは事態の結果が治ゆされること、及び、公正な補償が被害当事者に支払われるべきことを、適宜決定すべきである。
2. 非常に重大且つ緊急の場合、及び、個人の回復できない損害を避ける為に必要な場合、裁判所は、審理中の問題に相当と思う暫定措置を採らなければならない。未だ裁判所へ付託されていない事件に関して、裁判所は、委員会の要請により活動することができる。

第64条 〔裁判所への協議〕

1. 機構の加盟国は、本条約もしくは米州諸国の人権保護に関するその他の条約の解釈に関して、裁判所に協議できるものとする。その権限の範囲内において、ブエノス・アイレス議定書により改正された米州機構憲章第X章に掲げられた機関は、同様に裁判所へ協議することができるものとする。
2. 裁判所は、機構の加盟国の要請により、前項の国際文書と当該加盟国のいずれかの国内法との両立性に関する意見を、加盟国に提示できるものとする。

第65条 〔裁判所作業報告書〕

米州機構総会の各通常会期に、裁判所は総会の審議のため、前年の間の裁判所の作業報告書を提出するものとする。裁判所は、国家がその判決に同意せず、何らかの適当な勧告をなした事件を特に明記するものとする。

第3節 手続

第66条 〔判決〕

1. 裁判所の判決には、理由を付さねばならないものとする。

2. 判決が、その全部又は一部について、裁判官の全員一致の意見を表明していない時は、いずれの裁判官も、自己の反対又は個別意見を判決に付してもらう権利を有するものとする。

第67条 〔判決の終結と解釈〕

裁判所の判決は、終結とし、上訴されないものとする。判決の意義又は範囲について不一致がある場合には、裁判所は、いずれかの当事国の要請によってこれを解釈しなければならない。但し、当該要請は、判決の通告（notification）日から90日以内になされるものとする。

第68条 〔決定の拘束力〕

1. 条約の当事国は、自国が当事者であるいかなる裁判所の決定にもしたがうことを約束するものとする。
2. 損害賠償を定めている判決の部分は、国家に対する判決の執行を統轄する（governing）国内手続に従い、関係国において履行されるものとする。

第69条 〔判決の通告〕

事件の当事者は、裁判所の判決を通告され、当該判決は、本条約の当事国へ送付されるものとする。

第Ⅸ章 共通規定

第70条 〔裁判官及び委員の特権、免除〕

1. 裁判所の裁判官および委員会の委員は、その選挙の時から及びその任期を通して、国際法にしたがって外交機関におよんでいる免除を享有するものとする。その公務（official function）を行使中、それらはその責務遂行に必要な外交特権をさらに享有するものとする。
2. いかなる場合にも、裁判所の裁判官もしくは委員会の委員は、その職務行使中になしたいずれの判決もしくは意見に対しても責任を問われないものとする。

第71条 〔裁判官及び委員の地位〕

裁判所の裁判官もしくは委員会の委員の地位は、各規程に定められているごとく、かかる裁判官、委員の独立又は不偏不党（impartiality）に影響をあたえると思われる他のいかなる活動とも両立しないものとする。

第72条 〔裁判官、委員の報酬、裁判所経費〕

裁判所の裁判官もしくは委員会の委員は、その任務の重要性および独立性に対する当然の顧慮（due regard）をもって、その規程に規定されている形式で及び条

件のもとに報酬および旅費をうけるものとする。かかる報酬および旅費は、米州機構の予算で決定されなければならない。又、その予算は、裁判所およびその事務局の費用をも含むものとする。このため裁判所は、それ自身の予算を作成し、総事務局を通して、総会へ承認を求めるために、それを提出しなければならない。総事務局は、これにいかなる変更をも加えることができないものとする。

第73条 〔委員および裁判官の処罰〕

総会は、委員会もしくは裁判所の要請にもとづいてのみ、各々の規程に定められているような行動に対して相当する理由 (**justifiable grounds**) がある場合、委員会の委員もしくは裁判所の裁判官に対して適用される処罰を、場合により決定することができる。委員会の委員の場合、決定のために機構の加盟国の3分の2の多数の投票が必要とされ、そして、裁判所の裁判官の場合は、本条約の当事国の3分の2の多数の投票が、又、必要とされるものとする。

第Ⅲ部 一般的及び経過規定

第X章 署名、批准、留保、改正、議定書及び廃棄

第74条 〔署名、批准、加入および発効〕

1. 本条約は、米州機構のいずれかの加盟国の署名および批准のため、もしくは、加入のために開放されるものとする。
2. 本条約の批准もしくはこれへの加入は、米州機構総事務局に対する批准書又は加入書の寄託によっておこなわれるものとする。11カ国が批准書又は加入書を寄託したときに、条約は効力を生じるものとする。その後批准又は加入する各国家について、条約は、自国の批准書又は加入書の寄託の日に効力を生じるものとする。
3. 事務総長は、すべての機構加盟国に、条約の効力発生について通報するものとする。

第75条 〔留保〕

本条約は、1969年3月23日に署名されたウィーン条約法条約の規定に従ってのみ留保されるものとする。

第76条 〔改正〕

1. 本条約を改正する提案は、各当事国により直接に、並びに、事務総長を通して委員会又は裁判所により、適切と思われる決定を求める為に総会へ、付託されることができるものとする。
2. 改正は、本条約の当事国の3分の2が各国の批准書を寄託した日に、それらを批准した国家に対して効力を生じるものとする。他の当事国に関して、改正

は、それらが自国の批准書を寄託する日に効力を生じるものとする。

第77条 〔改正議定書〕

1. 第31条にしたがって、いずれかの当事国および委員会は、その保護の制度内に他の権利および自由を漸次含む意図をもって、総会における当事国の審議の為、本条約の改正議定書を提出することができるものとする。
2. 各議定書は、その効力発生を決定しなければならず、それは各議定書の当事国間においてのみ適用されるものとする。

第78条 〔廃棄〕

1. 当事国は、その効力発生の日から5年の期間の経過ののち、1年の予告によって本条約を廃棄することができるものとする。廃棄の通告は、機構事務総長に宛てられ、事務総長は、これを他の当事国に通報するものとする。
2. かかる廃棄は、本条約に含まれる義務違反を構成すると思われ、且つ廃棄が効力を発生する日以前に当事国によってとられたいかなる行為についても、関係当事国の義務を解除する効果を持つものではない。

第XI章 経過規定

第1節 全米人権委員会

第79条 〔委員の候補者〕

本条約が効力を発生する日、事務総長は、文書で、全米人権委員会の委員のための候補者を、90日以内に、米州機構各加盟国が提出するよう要請するものとする。事務総長は、提出された候補者のアルファベット順の名簿を準備し、総会の次の会期の少なくとも30日前に、機構の加盟国へこれを送付するものとする。

第80条 〔委員の選挙〕

委員会の委員は、第79条にのべられた候補者の名簿から、総会の秘密投票により選挙されるものとする。投票の最大数および加盟国代表者の投票の絶対多数を獲得する候補者は、選出された旨宣言されるものとする。委員会の委員の全てを選挙するために数度の投票を行うことが必要になったときは、投票の最小数を受理した候補者が、総会によって決定された方式により、順次除外されるものとする。

第2節 全米人権裁判所

第81条 〔裁判官の候補者〕

本条約が効力を発生する日、事務総長は、文書で、全米人権裁判所の裁判官のための候補者を、90日以内に、各当事国が提出するよう要請するものとする。事務

総長は、提出された候補者のアルファベット順の名簿を準備し、総会の次の会期の少なくとも30日前に、当事国へこれを送付するものとする。

第82条 〔裁判官の選挙〕

裁判所の裁判官は、第81条にのべられた候補者の名簿から、総会において条約の当事国の秘密投票により選挙されるものとする。投票の最大数および当事国代表者の投票の絶対多数を獲得する候補者は選出された旨宣言されるものとする。裁判所の裁判官の全てを選挙するために数度の投票を行うことが必要になったときは、投票の最小数を受理した候補者が、当事国により決定された方式により、順次除外されるものとする。

〔資料Ⅱ〕 MODEL COMMUNICATION

Chairman
Inter-American Commission
on Human Rights
Organization of American States
Washington, D.C. 20006
United States of America

The undersigned

Name

Ntiaonality

Address

..... wishes to communicate to
the Inter-American Commission on Human Rights, for the purposes estab-
lished in its Statute and Regulations, the following facts:

Name of the person whose human rights have been violated

Address

Description of the act of violation

.....

.....

.....

.....

.....

.....

Place and date of the act of violation _____

Local authority who took cognizance of the act and the date on which this occurred _____

Judge or court which took cognizance of the act and the date on which this occurred _____

Final decision of the authority that acted in the matter (if any) _____

In case of it not being possible to have recourse to a local authority, judge or court, explain the reasons for such impossibility _____

List the names and addresses of persons who witnessed the act (if any) or enclose the corresponding documents _____

The undersigned should indicate whether he wishes his identity to be withheld in the ensuing proceedings _____

Place and date _____

Signature _____

Instructions for completing this form

- 1) Any person may sign on his own behalf or on behalf of others.
- 2) Each act of violation should be reported in a separate communication, but if an act has injured more than one person, the name of all victims should be indicated.
- 3) The description of the acts should be brief but as precise as possible.
- 4) The communication may be mailed in a closed envelope or sent by any other means preferred by the claimant.
- 5) Should the communication be made up of more than one page, the claimant should sign each page.